

第8回 菊陽町協働の仕組みづくり検討委員会会議録（要旨）

1 日時 平成22年5月21日（金） 午後2時00分～午後4時20分

2 場所 菊陽町役場2階 庁議室

3 委員会概要

（1）開会

（2）委員長あいさつ

（3）議事 条例素案について

（4）事務連絡

（5）閉会

4 議事要旨

○前回の振り返り

前回は条例素案の総則部分、この条例を定める目的や条文に使われる言葉の定義、基本原則などについてご意見をいただいた。また、この条例素案は情報共有、町民参画、協働の3つの柱で構成されており、情報共有と町民参画の方法や対象、時期など町民参画の通則的な部分についてご意見をいただいた。

今回は、パブリックコメントや説明会などの制度について、また具体的な手続よりも原則的、理念的な内容が中心になるが、協働について検討する。

○（仮称）菊陽町町民参画・協働推進条例について（資料1、2）

（パブリックコメント）

（資料1 P2）読み上げ説明。

・4番目の○は2度パブリックコメント手続を行うことである。今回の資料では計画案を公表し、意見を求める期間を20日以上とした。行政手続法（国が実施するパブリックコメント手続）では原則30日以上となっている。30日以上となると、2度手続を行う場合少なくとも約2ヶ月必要になる。そこで、1度の期間を短くする意味で20日以上とした。「必要に応じて」ではあるが2度行うことを条例に定めることは意味がある。

【主な意見等】

委員：国も含めてさまざまな機関が実施しているが、パブリックコメントを実施しても意見が少ないというのが実情である。兵庫県の加古川市も実施している自治体の一つだが、パブリックコメント手続を行う対象を、ある程度限定しなければ、物事を決めるのに時間が掛かりすぎると加古川市の担当者が言っていた。菊陽町としてパブリックコメント手続の対象範囲の考え方はあるのか。

事務局：対象としては町の基本構想、基本計画、その他の基本的な事項を定める計画案の策定や変更などをベースに考えている。

委員：ホームページや広報などへの掲載だけでも時間が掛かり、意見が出ない可能性があれば、2度も行うだけの効果があるのか疑問である。

・「意見を提出することができる者の範囲」とあるが、この条例で詳細を定めるのか。

事務局：菊陽町に住所がある人だけ、または熊本市に住所があるが、菊陽町内にある事業所で働いている人も含めるなど、案件によって意見を提出することができる者の範囲を変えることができる表現にする。

委員：「公表を行う場合、20日以上」となっているが、再度パブリックコメント手続を行う場合の期間は規定されていないが期間はどうなるのか。

事務局：再度パブリックコメント手続を行う場合も1度目と同じ期間を考えている。

委員：「意見を提出することができる者」の年齢制限はあるか。

事務局：「意見を提出することができる者」の年齢制限は考えていない。

・再度パブリックコメント手続を行う場合、2度目の公表期間を20日以上ではなく、例えば10日以上にして短くしてもよいのではないかと考える。

・人口が多い自治体を実施した場合でも提出される意見が数件である場合が多い。提出意見が多いことが良いこととは限らないが、住民が計画案のままで良いと判断しているので意見が少ないとも考えにくい。説明会などと併せて実施し、情報を提供するなど意見が出やすくする必要がある。

(説明会)

(資料1 P2) 読み上げ説明。

【主な意見等】

委員：最初の○に、「説明会を開催するときは、次の事項を公表する」と規定されているが、三番目の・は、開催後の内容である。三番目の・は○に変更して開催後のこ

とは別に規定しないと形式的におかしい。

- ・説明会の開催を町民から請求できるか。

事務局：町が説明会を開催することを規定している。町民が説明会を開くことを求めることができることを規定すべきか。

委員：説明会を請求できることは本来の姿だと思うが、あまりにも多くの町民から説明会を求められた場合、常に説明会を開かないといけなくなる。

- ・この問題は、パブリックコメントについても起こり得る。もし説明会やパブリックコメントなど町民参画を求める権利をこの条例で定める場合、「町民の権利」で定める「情報を求める権利を有する」と同じく「町民参画を求める権利を有する」と定める形になると思う。

事務局：再度パブリックコメントを行う場合、公表期間を10日以上のように短くしてもよいのではと例を挙げたが、期間を設けている意味は「募集していますよ」という告知、知ってもらうためでもある。再度行う場合、公表期間を短くすることについてどう思われるかご意見をいただきたい。

委員：一度目は町が計画している案を知っていただくために相当な期間が必要であることに対して、二度目は「案を修正したからもう一回見て下さい」、「意見がありませんでしたが本当に良いですか、もう一度考えてください」という意味もあり、二度目の期間を短くすることはそれほどおかしくはない。一度目と全く同じ公表期間にする必要はないと思う。

- ・2度パブリックコメント手続を行うのであればそれだけ決定が遅くなり、それがかえって町民にとって不利益になる場合もある。

(附属機関等の委員)

(資料1 P3) 読み上げ説明。

【主な意見等】

委員：これは公募委員の選考だけなのか。委員は誰でも良いわけではないので、経験や見識などが必要なのではないか。

- ・経験などは、どの附属機関等でも求められ全く関係の無い人を委員に委嘱することはないと思うので、一般のルールとなる経験や見識などはこの条例に定めてよいと思う。
- ・附属機関等によって検討する内容がかなり違う。まちづくりを考える場合に、より広く多様な意見を聴く目的のもこともあれば、例えば町内で使う農薬の基準を町独自に規制する場合のように、極めて専門性の高い知識を求めるための目的のもこともある。そういう意味では附属機関等を設置する条例や要綱などで個別に必要なに応じて定めなければならない。
 しかし、この条例の目的は町民の参画を実現することであり、町民がどんな分野でも一定程度町的意思決定にアクセスできることを定めることに意味がある。どんな附属機関等であっても全員町が選んだ人だけではなく、公募の人を入れなくてはいけないところに重点がある。
 誤解を招くのは「附属機関等の委員」という項目の名称で、町民参画の方法として連記されている中で浮いている。「附属機関等の委員公募」のような名称にすることによって、誤解が少し解けるのではないかと思う。
- ・附属機関等の委員について定める規定であれば、委員を選考する基準（経験や見識など）が規定されなければおかしい。附属機関等の委員の構成はそれぞれ別の要綱などで定めるが、公募委員は、一定数入れる必要があるいうところにこの規定の意味がある。

（町民討議会）

（資料1 P3）読み上げ説明。

- ・（資料2）5項目の大きな特徴を挙げている。読み上げ説明。
- ・通常、説明会や公募委員は、参画したい町民の方が自ら手を挙げて参画するが、無作為に案内することから、普段手を挙げない人達の意見を聞くことができ、より民主的な方法であるということが一番のメリットだと思う。

【主な意見等】

委員：無作為だから老若男女であり、平日昼間参加できる人や日曜しか参加できない人もいる。仕事があるので辞退することも認められるか。

事務局：案内を出しても全く関心が無い人、忙しくて参加出来ない人などがいる。いつ開催するかをお知らせし、開催する日に参加できる人が手を挙げることになる。

- ・町民参画の方法の一つとして検討して欲しい。例えば市町村合併や、施設の民営化などについては、附属機関等を設置して、学識者や公募委員などで検討するが、賛成ありき、反対ありきという形で進んで行く可能性がある。

また、発言をしたい人、反対だからどうしても訴えなければならない人だけが参画すると、どうしても意見が片寄ってしまう可能性がある。無作為に案内することで、普段発言しない人の参画が進み、本当にいろんな意見が聞けると思う。

今後この制度をどう活用するかということは別として、新たな取組として、全国的にも少ないと思うが条例に盛り込んでみてはどうかと考えている。具体的にうまく機能するかどうか疑問もあるが、要望があれば実施してもいいのではないかと思う。

委員：考え方としては非常に積極的で良いと思う。具体的に実施した場合、提言の内容をどのように活かすのか、その先がないと参画が進まない。「提言がこのように活かされました」とか、「この提言はせっかくいただいたが町の方針とは違うので導入できません」などメリハリを付ける必要がある。しかし、定め方によっては、提言内容にしばられると思う。

- ・例えば、条例を制定する場合、町議会の議決が必要である。場合によっては条例を検討する附属機関等を立ち上げるが、少数メンバーなので、その前に町民討議会により幅広い町民意見を吸い上げて附属機関等の参考にする。そういう位置づけであるというストーリーを示して欲しい。

- ・どういった場合に活用するのか。市町村合併の時という例があったが、合併するかしないか、する時のメリット、デメリット、しない時のメリット、デメリットがあると思う。民意を把握するには良いと思うが、出た意見を全部活用して、それをもとに何かを作りあげるといふことには不向きかと思う。

- ・制度の位置づけを明確にするべき。「提言したことはこのように活かされます」と示すと町民も参画すると思う。報酬の有無が問題ではない。「町をもっと良くするために意見をください」と言われたら、労力を惜しまないと思う。議論させた後、ほったらかしの状態であれば一体何の為にさせたのかと怒る。条例に定めるにはそれだけの覚悟が必要である。

- ・「調布市ホームページを参考に作成」とあるが、調布市は何を審議したのか。

事務局：調布市が審議したテーマは三つある。一つ目は「各種選挙の投票率をもっと上げ

るにはどうしたら良いでしょうか？」二つ目が「隣人と助け合える地域をつくるにはどうしたら良いでしょうか？」三つ目が「調布の魅力を高めるにはどうしたら良いでしょうか？」。

委員：それをどう活用したのか。

事務局：調べて次回の委員会で報告する。

委員：制度に慣れていない状態で実施すると消化不良を起こす。

- ・もともとの制度がよくわからないが、おそらく位置づけは大きく2つあり、一つは市町村合併や町営の施設を民営化するかなど、重要な事項を町民が議論して結論を出すという大がかりな仕組みである。莫大なコストが必要で、参加者を集めるだけでもとても時間とエネルギーが要るが、そこまで準備して重大な問題を検討するという一つの考え方である。そうなる結果の扱いが問題になり、議論の結果、合併「○」という結論がでたら、絶対合併するしかないのか、という悩ましい問題が出る。パブリックコメントなどと位置づけが違うので、町民参画の方法という一般規定とは別に町民討議会の対象は厳格に規定する必要があると思う。二つ目は調布市の審議内容のように、何でも良いからアイデアを広く集めたいという目的で実施する。どんな結果でも参考にする程度であればどんどん実施できる。

何の為に実施するのか、制度設計が必要である。

(政策提案手続)

(資料1 P3) 読み上げ説明。

・「○人以上」とあるが、他の自治体では人数にばらつきがある。500人以上、10人以上、全く人数を設けていないなどいろいろある。おそらく定めた自治体の政策提案制度の重みで人数を考えていると思う。また、提出された提案を行政内部だけで検討するのか、別に検討する機関を組織するのか、ご意見をいただきたい。

【主な意見等】

委員：どのような位置づけで政策提案を扱うのか、提案された政策は町長が責任をもって、やるかやらないか回答するような重みのあるものなのか。町民討議会やその他の制度と比較してどういうレベルにあるのか、全体像が見えない。盛りだくさんになっているようだが、どう関連づけているのかわからない。

なぜ政策提案手続を実施するのか、目的は何か。

事務局：行政が考えていない政策も提案される。提案された政策をどう取り扱うか、この条文の中に盛り込む必要があるということか。

委員：パブリックコメントとアンケートとの違いについて、パブリックコメント手続は、提出された意見に必ず応答し、町の考えを併せて公表することにある。ここに重点があり、政策提案手続は、提案を募集するだけでは「町長への手紙」や「目安箱」などの様な制度と全く同じであって、条例化する必要がない。提案された政策は町長が検討して、その結果と理由を皆さんに広く公表する取扱いまで定める必要がある。

また、提案された政策の内容を、町が○×を判断するのではなく、そこに第三者の町民を入れて、町と町民と一緒に検討したうえで○×を判断すると、二重の意味で町民参画になる。提案された政策がどのようなルートをたどって、出口をどうするか定めるべきである。

- ・「この町民参画の制度はこういう位置づけです」ということが解る体系図を作って欲しい。

(実施責任者)

(資料1 P4) 読み上げ説明。

【主な意見等】

委員：町民参画課のような部署をつくってはどうか。そういう部署があると町民は参画しやすいと思う。

町民参画を推進するための窓口、町としての受け皿、一番最初の入口が必要で、その為に町民参画推進課のような部署が必要だと思う。各部課長が責任者になるのは当たり前の話であるので、町民参画の責任者を一人置くという意味か。

事務局：各部課それぞれの長が責任者になるというイメージで定めた。

委員：そうであれば、「これは〇〇課に言って下さい」となり、町民をたらい回しにするのではないか。町民の声を聞いて、役所を動かす部署が必要だと思う。

- ・四六時中町民参画のことばかり考える人をつくり、その人が実施責任者かと思った。この文を読む限り二通りの理解ができるので整理しておく必要がある。

- ・もしある部長が「町民参画なんて必要ない」と思っている場合、その部長を責任者にするのか、責任者になってもあまりやる気がないのではないか。そうではなくて、町民参画をどんどん推進する人がいないと役場の中を動かさない。その人をつくるべきである。それは会社の中でも同じであり、推進組織があり、その事務局がしっかりしないと全く動かない。必ず推進組織があって、そこが口うるさく言うことで職場の上司を動かしている。

一方で町民参画をしやすくするインフラを整備しなければならない役割もある。町民参画推進の役割を定めた方が良いのではないか。

(協働の原則)

(資料1 P4) 読み上げ説明。

【主な意見等】

委員：「協働を円滑に進める」とあるが、どのような原因で円滑に進められない状態になるのか。町民と町は対等でないといけないのか、対等とはどういう意味か考えてもらいたい。

事務局：地方分権により、全国一律のサービスではなく、自治体独自の住民福祉を向上させることが可能となり、同じ立場で「町を良くしよう」というイメージである。

委員：協働が円滑に進まなくなる阻害要因とは何か。

事務局：情報を提供しない、参画しないなどが考えられる。

委員：協働を円滑に進める為には、お互いの自主性や特殊性を尊重し、町民は町民としての権限と義務を認識して参画することが求められる。対等という意味が解らない。なぜ対等と言わなければならないのか。

- ・町民と町のことを一緒に定めずに「町は町民の生活が豊かになることを考える」、「町民は町全体が活力あるようになるように考える」という定め方をすべきではないか。対等とは何が対等なのかわからない。

事務局：「権利を尊重して、義務を果たすということ・・・」この表現についてはもう少し勉強させて欲しい。

委員：行政の職員はよく対等というが、確かに町民の視点からだと奇異な感じを持つか

も知れない。本来町民が主人であり、「主人に対して対等とは失礼なんじゃないか」という理屈もある。

(学習の場)

(資料1 P4) 読み上げ説明。

・これまでの委員会では、町民参画の方法としてワークショップを位置づけていた。この条例では、「町民の権利」に「ともに学ぶ権利」を定めており、その具体的な方法をワークショップという形で定めた。

【主な意見等】

委員：ワークショップは条例になじむのだろうか若干気になる。

- ・確かに条例で定めなくても、町が関わらなくても実施できる。しかし、あえて定める意味があるとする、町民参画を進めるにはまず前提として町民も学ばないと参画のしようがないから、その下地を拓いているという意味があるという説明になると思う。

(コミュニティ・交流の場)

(資料1 P5) 読み上げ説明。

【主な意見等】

委員：地域コミュニティ協議会は、宗像市（福岡県）の小学校区単位に設置されているコミュニティ運営協議会のようなイメージなのか。

事務局：そういうイメージをしている。

委員：公民館活動のような集まりは無くなったのか。

- ・無くなっていない。
- ・公民館活動のような従来型と、地域コミュニティ協議会との関係は。

事務局：自治会ごとに子ども会や老人会など、それぞれが個々に活動しており、同じような活動を行う場合もある。そこで、少し大きく小学校区単位で括り、横の繋がりをもち一緒に活動することで充実するのではないか。地域活性化を図るために協議会が必要である、とコミュニティ検討委員会から意見をいただいている。

委員：私の住んでいる地域では、自治会単位でも協議会のような形が必要ではないかと役員会で話が出ている。年に一回は自治会の総会で集まるが、それだけで終わり、後は個々に活動している。多少のつながりはあるが、協議会をつくることでもっと連携しやすくなると思う。

委員：協議会はどこにも出来ていないのか。

- ・出来ていない。
- ・宗像市の例を挙げたが、いろんな関係する団体を横に繋いだような運営委員会を立ち上げて、地域の集会所や体育館などの指定管理者にもなって、活発に動いている。やはり横の連絡がうまくいくことが重要である。
- ・もし町民参画推進課ができたとして、多くの町民の声を吸い上げようとする場合、まずは地域コミュニティ協議会をつくり、協議会を核とした町民参画を推進してはどうか。
- ・地域の人が集まり、みんなでワイワイやらなければ活性化しない。条例に規定しなければできないことではないが、条例に規定することで「やろう」という気運が高まるのではないか。
- ・菊陽町は地域コミュニティ協議会を町全域につくり支援することを目玉にしてはどうか。
- ・地域にある企業も協議会に入る。
- ・私の地域ではある企業が地域に密着しており、みんなが地域の住民と思って一緒に活動している。
- ・企業に参加していただけると参加者も増えて賑わう。

(見直し)

(資料1 P5) 読み上げ説明。

- ・時代にあった参画の方法が求められ、条例が制定された後も見直しを行う必要がある。この条文を定めなくても見直しはできるが、定めることで条例が形骸化しないことになる。

【主な意見等】

なし